

# 令和3年度 茨城県一般会計予算

令和3年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,295,178,396千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		360,678,061 <small>千円</small>
	1 県 民 税	114,067,426
	2 事 業 税	70,553,873
	3 地 方 消 費 税	78,923,515
	4 不 動 産 取 得 税	5,823,279
	5 県 た ば こ 税	3,393,413
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,418,466
	7 軽 油 引 取 税	32,307,739
	8 自 動 車 税	51,916,901
	9 鉱 区 税	4,245
	10 核 燃 料 等 取 扱 税	1,232,240
	11 狩 猟 税	36,964
2 地 方 消 費 税 清 算 金		124,168,955
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	124,168,955
3 地 方 譲 与 税		35,121,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	30,866,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,714,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	104,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	319,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	117,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000

4 地 方 特 例 交 付 金		2,300,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,300,000
5 地 方 交 付 税		186,830,000
	1 地 方 交 付 税	186,830,000
6 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		731,000
	1 交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	731,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		8,225,866
	1 分 担 金	692,135
	2 負 担 金	7,533,731
8 使 用 料 及 び 手 数 料		17,453,748
	1 使 用 料	12,090,502
	2 手 数 料	1,044,747
	3 証 紙 収 入	4,318,499
9 国 庫 支 出 金		175,647,246
	1 国 庫 負 担 金	53,612,560
	2 国 庫 補 助 金	118,707,505
	3 委 託 金	3,327,181
10 財 産 収 入		1,732,741
	1 財 産 運 用 収 入	979,324
	2 財 産 売 払 収 入	753,417
11 寄 附 金		109,252
	1 寄 附 金	109,252
12 繰 入 金		37,374,483
	1 特 别 会 計 繰 入 金	1,526,273
	2 基 金 繰 入 金	35,848,210

13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		175,895,344
	1 延滞金、加算金及び過料	515,296
	2 県預金利子	1,846
	3 公営企業貸付金元利収入	56,079
	4 貸付金元利収入	150,547,052
	5 受託事業収入	4,435,476
	6 収益事業収入	8,247,729
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	12,091,865
15 県債		163,910,700
	1 県債	163,910,700
歳入合計		1,295,178,396

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,685,406
	1 議 会 費	1,685,406
2 総 務 費		46,998,267
	1 総 務 管 理 費	22,399,719
	2 徴 税 費	19,025,389
	3 市 町 村 振 興 費	1,982,539
	4 選 挙 費	2,977,054
	5 人 事 委 員 会 費	144,219
	6 監 査 委 員 費	169,347
	7 諸 費	300,000
3 企 画 開 発 費		10,918,233
	1 企 画 費	8,057,869
	2 開 発 費	2,347,528
	3 統 計 調 査 費	512,836
4 生 活 環 境 費		14,562,952
	1 生 活 文 化 費	2,329,462
	2 防 災 費	1,626,569
	3 環 境 保 全 費	10,517,942
	4 災 害 救 助 費	88,979
5 保 健 福 祉 費		254,215,606
	1 厚 生 総 務 費	112,195,408
	2 生 活 保 護 費	6,197,589
	3 児 童 福 祉 費	42,805,147

	4 障 害 福 祉 費	27,673,602
	5 保 健 所 費	2,012,668
	6 医 藥 費	11,050,444
	7 環 境 衛 生 費	1,230,551
	8 公 衆 衛 生 費	51,050,197
6 勞 働 費		2,675,770
	1 勞 働 政 策 費	714,684
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,828,631
	3 勞 働 委 員 会 費	132,455
7 農 林 水 産 業 費		48,377,520
	1 農 業 費	20,422,627
	2 畜 産 業 費	2,479,605
	3 林 業 費	5,632,174
	4 水 産 業 費	3,810,879
	5 農 地 費	16,032,235
8 商 工 費		176,723,991
	1 産 業 政 策 費	148,349,892
	2 技 術 革 新 費	1,471,593
	3 中 小 企 業 費	2,852,153
	4 観 光 物 産 費	2,141,416
	5 立 地 推 進 費	21,908,937
9 土 木 費		103,615,567
	1 土 木 管 理 費	3,549,560
	2 道 路 橋 梁 費	62,334,488
	3 河 川 海 岸 費	23,430,359

	4 港 湾 費	4,793,177
	5 都 市 計 画 費	5,575,617
	6 住 宅 費	3,932,366
10 警 察 費		64,183,616
	1 警 察 管 理 費	57,889,392
	2 警 察 活 動 費	6,294,224
11 教 育 費		270,966,760
	1 教 育 総 務 費	56,830,487
	2 小 学 校 費	79,941,887
	3 中 学 校 費	45,837,475
	4 高 等 学 校 費	58,714,399
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,260,164
	6 社 会 教 育 費	3,649,532
	7 保 健 体 育 費	1,732,816
12 災 害 復 旧 費		988,231
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	163,523
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	824,708
13 公 債 費		146,439,344
	1 公 債 費	146,439,344
14 諸 支 出 金		150,827,133
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,704,106
	2 利子割交付金	274,906
	3 利子割精算金	1
	4 地方消費税清算金	76,084,648
	5 地方消費税交付金	62,962,384

	6 配 当 割 交 付 金	1,534,720
	7 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,610,536
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,052,433
	9 法 人 事 業 税 交 付 金	5,462,326
	10 公 營 企 業 貸 付 金	141,073
15 予 備 費		2,000,000
	1 予 備 費	2,000,000
歲 出 合 計		1,295,178,396

第2表 債務負担行為  
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 令和3年度 至 令和13年度	元金1,345,000,000千円及びこれに対する利子相当額
県庁舎鍵管理設備 更新工事請負契約	県庁舎の鍵管理設備更新工事に係る工事請負契約を締結する。	令 和 4 年 度	167,152千円
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和10年度	融資総額5億6,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和18年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
防 災 ヘ リ コ プ タ ー 製 造 請 負 契 約	防災ヘリコプターに係る製造請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,675,630千円
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和10年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 令和4年度 至 令和8年度	681,000千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和9年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	10,940千円

創業支援融資 損失補償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	34,000千円
女性・若者・障害者 創業支援融資 損失補償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	24,000千円
新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	96,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	478,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和15年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	35,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	19,000千円
借換 融資損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	112,000千円

新型コロナウイルス感染症対策融資損失補償	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和18年度	1,120,000千円
新型コロナウイルス感染症対策利子補給	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	230,235千円
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	7,280,000千円
失業者等生活資金融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和9年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	53,031千円
緊急雇用対策訓練業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	3,245千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、令和3年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自 令和3年度 至 令和4年度	275,340千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和23年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和18年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額

農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、令和3年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和4年度 至 令和15年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	令和6年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和3年度 至 令和23年度	31,250千円
漁業近代化資金等利子補給	漁業近代化資金通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和26年度	融資総額8億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第3条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	融資総額1億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第4条に規定する率を乗じて得た額
地方道路整備工事請負契約	主要地方道筑西つくば線、筑西市蔵地内の養蚕橋外1箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,500,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般県道上水戸停車場千波公園線、水戸市常磐町地内の常磐陸橋の橋梁耐震に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和7年度	420,000千円
地方道路整備費用負担契約	一般国道118号、常陸大宮市野中町地内の大宮陸橋外2箇所の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	令和4年度	75,000千円
国補公園事業工事請負契約	霞ヶ浦総合公園体育館の空調照明設備改修に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	150,000千円

県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	令和4年度	317,560千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 令和4年度 至 令和8年度	4,000千円
県立学校校舎 賃貸借契約	県立つくば特別支援学校の増築校舎に係る賃貸借契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和14年度	508,200千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	1,100千円
陶芸美術館展覧会 開催業務委託契約	陶芸美術館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	2,936千円
教育情報ネットワーク ポータルサイト設計 構築業務委託契約	教育情報ネットワークのポータルサイト再構築業務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	107,954千円
太田警察署建設 工事請負契約	太田警察署の建設に係る工事請負契約を締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	1,467,088千円
警察職員宿舎整備 運営事業損失補償	県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。	自 令和5年度 至 令和34年度	総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額
放置車両確認等 事務委託契約	放置車両の確認及び標章の取付け事務に係る委託契約を締結する。	令和4年度	45,483千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	319,600	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	471,600			
湛水防除事業	99,500			
土地改良事業	2,915,900			
河川事業	16,204,400			
海岸整備事業	254,900			
砂防事業	118,200			
急傾斜地崩壊対策事業	137,200			
港湾整備事業	1,776,900			
道路橋梁整備事業	27,342,700			
街路事業	1,171,200			
空港整備事業	24,500			
放課後児童クラブ整備事業	386,700			
産業技術専門学院整備事業	84,100			
体育施設整備事業	106,600			
公営住宅建設事業	702,000			
過年補助災害復旧事業	82,400			
現年補助災害復旧事業	191,800			
過年直轄災害復旧事業	40,000			
現年直轄災害復旧事業	49,200			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	137,300			
老人福祉施設整備事業	477,600			
障害福祉施設整備事業	401,700			

総合福祉会館整備事業	5,000			
県庁舎等整備事業	1,340,500			
大気汚染監視機器整備事業	1,500			
交通安全施設整備事業	757,400			
警察施設整備事業	2,086,700			
公園事業	613,800			
高校整備事業	3,688,500			
文化施設整備事業	230,800			
社会教育施設整備事業	93,100			
特別支援学校整備事業	466,000			
空港周辺整備事業	10,300			
地域鉄道設備等整備事業	33,400			
石綿対策事業	58,600			
災害救助対策事業	16,700			
消防施設整備事業	47,000			
県立医療大学設備整備事業	171,400			
農業大学校施設整備事業	133,100			
農業総合センター施設整備事業	52,900			
原種苗センター整備事業	19,800			
畜産センター施設整備事業	50,100			
養豚研究所施設整備事業	55,600			
水産試験場施設整備事業	79,400			
地域活性化事業	949,400			
防災対策事業	430,500			
合併特例事業	1,703,400			
地方道路等整備事業	1,189,100			
緊急防災・減災事業	642,900			

上水道事業出資金	1,281,000			40年以内 (据置期間を含む。)	
臨時財政対策債	90,000,000			}	30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	4,000,000				
災害援護資金貸付金	33,500	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)	
合計	163,910,700				

## 令和3年度 茨城県競輪事業特別会計予算

令和3年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,876,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		16,876,713 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 収 入	16,325,639
	2 繰 入 金	104,357
	3 繰 越 金	446,717
歳 入 合 計		16,876,713

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		16,876,713 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 費	16,255,004
	2 積 立 金	1,263
	3 繰 出 金	200,000
	4 予 備 費	420,446
歳 出 合 計		16,876,713

## 令和3年度 茨城県公債管理特別会計予算

令和3年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ146,926,071千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 101,448,600	債券発行又は普通貸借(他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内(据置期間を含む。)
計	101,448,600			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		146,926,071 <sup>千円</sup>
	1 財 産 収 入	115,884
	2 繰 入 金	45,361,587
	3 県 債	101,448,600
歳 入 合 計		146,926,071

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		146,926,071 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	146,926,071
歳 出 合 計		146,926,071

## 令和3年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,418,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		1,418,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 越 金	500,001
	2 諸 収 入	917,999
歳 入 合 計		1,418,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		1,418,000 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	800,000
	2 繰 出 金	617,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,418,000

## 令和3年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,743,991千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
神栖総合公園整備事業	47,400 千円	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立カシマサッカースタジアム整備事業	1,734,800			
計	1,782,200			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 収 入		3,743,991 <sup>千円</sup>
	1 事 業 収 入	128,908
	2 財 産 収 入	538,570
	3 繰 越 金	897,774
	4 諸 収 入	395,884
	5 県 債	1,782,200
	6 使 用 料	655
歳 入 合 計		3,743,991

歳 出

款	項	金 額
1 鹿 島 臨 海 工 業 地 帯 造 成 事 業 費		3,743,991 <sup>千円</sup>
	1 鹿 島 開 発 事 業 費	1,693,775
	2 公 債 費	2,040,216
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		3,743,991

## 令和3年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計予算

令和3年度茨城県立医療大学附属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,148,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学附属病院整備事業	千円 128,100	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	128,100			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 収 入		3,148,963 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,794,830
	2 財 産 収 入	4,486
	3 繰 入 金	1,177,464
	4 繰 越 金	30,000
	5 諸 収 入	14,083
	6 県 債	128,100
歳 入 合 計		3,148,963

歳 出

款	項	金 額
1 県 立 医 療 大 学 付 属 病 院 学 費		3,148,963 <sup>千円</sup>
	1 病 院 運 営 費	2,637,513
	2 研 究 研 修 費	23,518
	3 公 債 費	485,432
	4 予 備 費	2,500
歳 出 合 計		3,148,963

## 令和3年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

令和3年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,589,577千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		241,589,577 <sup>千円</sup>
	1 負担金	70,535,419
	2 国庫支出金	66,914,533
	3 財産収入	5,968
	4 繰入金	16,010,146
	5 繰越金	3,665,108
	6 諸収入	84,458,403
歳入合計		241,589,577

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		241,589,577 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険費	241,583,509
	2 積立金	5,968
	3 予備費	100
歳出合計		241,589,577

## 令和3年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,434千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金収入		209,434 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	5,311
	2 貸付返納金	117,483
	3 繰越金	86,398
	4 諸収入	242
歳入合計		209,434

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉 貸付金支出		209,434 <sup>千円</sup>
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	145,025
	2 予備費	64,409
歳出合計		209,434

## 令和3年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,483,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		2,483,007 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	23,363
	2 繰 越 金	287,116
	3 諸 収 入	2,172,528
歳 入 合 計		2,483,007

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		2,483,007 <sup>千円</sup>
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	2,475,207
	2 予 備 費	7,800
歳 出 合 計		2,483,007

## 令和3年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

令和3年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		68,439 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	4,980
	2 繰 越 金	694
	3 諸 収 入	62,765
歳 入 合 計		68,439

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		68,439 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	63,445
	2 業 務 勘 定 支 出	4,986
	3 予 備 費	8
歳 出 合 計		68,439

## 令和3年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,944千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		91,944 <sup>千円</sup>
	1 繰入金	944
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	999
歳入合計		91,944

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		91,944 <sup>千円</sup>
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	944
	3 予備費	1,000
歳出合計		91,944

## 令和3年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,449 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	1,445
	2 繰 越 金	35,481
	3 諸 収 入	34,523
歳 入 合 計		71,449

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,449 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,445
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,449

## 令和3年度 茨城県港湾事業特別会計予算

令和3年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,973,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 4,823,400	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	4,823,400			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		10,973,395 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	1,604,182
	2 財 産 収 入	1,553,555
	3 繰 入 金	2,040,029
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	950,229
	6 県 債	4,823,400
歳 入 合 計		10,973,395

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		10,973,395 <sup>千円</sup>
	1 港 湾 総 務 費	145,218
	2 港 湾 管 理 費	1,742,213
	3 港 湾 振 興 費	48,520
	4 港 湾 建 設 費	4,369,500
	5 公 債 費	4,665,944
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		10,973,395

## 令和3年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,780,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 2,997,100	債券発行又は 普通貸借	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	113,400			
計	3,110,500			

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		22,780,647 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	25
	2 国庫支出金	634,255
	3 負担金	127,400
	4 財産収入	11,129,266
	5 繰入金	6,421,650
	6 繰越金	322,005
	7 諸収入	1,035,546
	8 県債	3,110,500
歳 入 合 計		22,780,647

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		22,780,647 <sup>千円</sup>
	1 T X 沿線開発事業費	6,995,886
	2 島名・福田坪開発事業費	3,789,011
	3 上河原崎・中西開発事業費	8,721,494
	4 阿見・吉原開発事業費	3,274,256
歳 出 合 計		22,780,647

# 令和3年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 中央病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

### (2) 患者数

入院	1日平均	347人	年間	126,633人
外来	1日平均	913人	年間	220,859人

## 2 こころの医療センター事業

### (1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

### (2) 患者数

入院	1日平均	234人	年間	85,213人
外来	1日平均	325人	年間	75,482人

## 3 こども病院事業

### (1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

### (2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,785人
外来	1日平均	211人	年間	51,082人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 本庁事業収益	140,028千円
第1項 医療外収益	140,028千円
第2款 中央病院事業収益	20,565,941千円
第1項 医療収益	14,872,017千円
第2項 医療外収益	5,683,924千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,245,509千円
第1項 医療収益	3,172,055千円

第2項 医業外収益	1,072,454千円
第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,529,353千円
第1項 医業収益	40,896千円
第2項 医業外収益	1,487,457千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	140,028千円
第1項 医業費用	140,023千円
第2項 医業外費用	5千円
第2款 中央病院事業費用	20,515,671千円
第1項 医業費用	20,291,026千円
第2項 医業外費用	204,645千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター 事業費用	4,236,850千円
第1項 医業費用	4,161,775千円
第2項 医業外費用	68,075千円
第3項 特別損失	6,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,462,954千円
第1項 医業費用	1,384,185千円
第2項 医業外費用	76,769千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,498,615千円は、過年度分損益勘定留保資金731,818千円及び当年度分損益勘定留保資金766,797千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,252,896千円
第1項 企業債	609,700千円
第2項 負担金	633,196千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター 資本的収入	236,001千円
第1項 企業債	88,200千円
第2項 負担金	147,801千円
第3款 こども病院資本的収入	622,487千円
第1項 企業債	184,700千円

第2項 負担金	435,881千円
第3項 国庫補助金	1,906千円
支 出	
第1款 中央病院資本的支出	2,264,871千円
第1項 建設改良費	1,083,533千円
第2項 償還金	1,175,578千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	392,354千円
第1項 建設改良費	96,163千円
第2項 償還金	296,011千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	952,774千円
第1項 建設改良費	230,946千円
第2項 償還金	721,828千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	千円 609,700	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	88,200			
県立こども病院整備事業	184,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 13,578,888千円

(2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業

薬品 3,407,826千円

燃 料	51,822千円
計	3,459,648千円

2 こころの医療センター事業

薬 品	160,333千円
診療材料	31,307千円
燃 料	941千円
計	192,581千円

# 令和3年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	138,425,108m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	379,247m <sup>3</sup>
(4) 建設改良費	
県南西広域水道事業	6,577,590千円
鹿行広域水道事業	1,065,317千円
県中央広域水道事業	734,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,728,645千円
第1項 営業収益	17,431,644千円
第2項 営業外収益	2,289,374千円
第3項 特別利益	7,627千円
支 出	
第1款 事業費用	18,672,208千円
第1項 営業費用	17,483,112千円
第2項 営業外費用	1,169,069千円
第3項 特別損失	8,027千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,092,863千円は、過年度分損益勘定留保資金7,725,762千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額367,101千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,698,022千円
第1項 国庫補助金	1,243,468千円
第2項 企業債	809,200千円
第3項 出資金	1,281,000千円
第4項 負担金	88,774千円
第5項 他会計補助金	118,038千円
第6項 長期借入金	141,073千円

第7項 関連事業収入	16,469千円
支 出	
第1款 資本的支出	11,790,885千円
第1項 建設改良費	8,377,707千円
第2項 資産購入費	94,905千円
第3項 償 還 金	3,154,009千円
第4項 補助金返還金	158,775千円
第5項 出資金返還金	5,489千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域水道建設事業工事請負契約	令和4年度	417,414 千円
県南西広域水道建設事業工事請負契約	自 令和4年度 至 令和5年度	2,662,902
県南西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和4年度	147,695
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和4年度	55,572
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	令和4年度	8,703
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	自 令和4年度 至 令和5年度	19,714

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	809,200 千円	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をそ

の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 職員給与費等 | 1,081,446千円 |
| (2) 交際費    | 478千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、244,557千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

# 令和3年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	256事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	325,613,100m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 給 水 量	892,091m <sup>3</sup>
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	281,384千円
鹿島工業用水道事業	2,310,226千円
県南西広域工業用水道事業	2,540,386千円
県央広域工業用水道事業	263,203千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 事業収益		13,563,370千円
第1項 営業収益		12,242,848千円
第2項 営業外収益		1,320,522千円
支	出	
第1款 事業費用		11,553,681千円
第1項 営業費用		10,816,460千円
第2項 営業外費用		726,721千円
第3項 特別損失		500千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,173,503千円は、過年度分損益勘定留保資金4,615,233千円、当年度分消費税等資本的収支調整額196,168千円及び建設改良積立金362,102千円で補てんする。)

収	入	
第1款 資本的収入		3,549,016千円
第1項 国庫補助金		361,500千円
第2項 企業債		2,625,400千円
第3項 負担金		562,116千円
支	出	
第1款 資本的支出		8,722,519千円
第1項 建設改良費		5,395,199千円

第2項 資産購入費	4,779千円
第3項 償還金	3,040,672千円
第4項 基金積立金	281,869千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南西広域工業用水道建設事業工事請負契約	令和4年度	418,377 <sup>千円</sup>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	2,625,400 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 715,552千円 |
| (2) 交際費    | 296千円     |

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

## 令和3年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	39,004千円
賃貸棟数	2棟
建設改良費	1,961千円
(2) 土地造成事業	
阿見東部土地造成事業	
土地分譲	15,000㎡
稲敷土地造成事業	
土地分譲	32,000㎡
土地造成費	587,394千円
つくばみらい福岡地区 土地造成事業	
つくばみらい市 福岡・中原・南・田村地区	700,000㎡
土地造成費	12,178,500千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	40,899千円
第1項 営業収益	40,888千円
第2項 営業外収益	11千円
第2款 土地造成事業収益	1,247,634千円
第1項 営業収益	1,247,364千円
第2項 営業外収益	270千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	29,579千円
第1項 営業費用	27,120千円
第2項 営業外費用	1,859千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	1,063,399千円
第1項 営業費用	1,023,750千円
第2項 営業外費用	38,449千円

第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額573,855千円は、過年度分損益勘定留保資金345,443千円及び土地造成積立金228,412千円で補てんする。)

収 入

第1款 土地造成事業資本的収入	12,194,000千円
第1項 企業債	12,178,500千円
第2項 負担金	15,500千円

支 出

第1款 格納庫事業資本的支出	1,961千円
第1項 建設改良費	1,961千円
第2款 土地造成事業資本的支出	12,765,894千円
第1項 土地造成費	12,765,894千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
つくばみらい福岡地区土地造成事業 造成関連業務委託契約	自 令和4年度 至 令和5年度	7,806,000 <sup>千円</sup>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興事業	12,178,500 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 28,561千円

(2) 交際費 11千円

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	
1 取得する資産	土地	工業団地用地 (つくばみらい市福岡・中原・南・田村)	700,000㎡	
2 処分する資産	土地	工業団地 (稲敷市江戸崎みらい)	32,000㎡	処分の態様 売払い

# 令和3年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	44,075,057m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	120,754m <sup>3</sup>
(3) 処理区域	神の池東部地区、神の池西部地区、波崎地区
(4) 建設改良費	1,202,202千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,455,740千円
第1項 営業収益	2,999,347千円
第2項 営業外収益	456,369千円
第3項 特別利益	24千円
支 出	
第1款 事業費用	3,186,920千円
第1項 営業費用	3,113,992千円
第2項 営業外費用	71,868千円
第3項 特別損失	60千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額822,855千円は、過年度分損益勘定留保資金736,670千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額86,185千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	779,618千円
第1項 国庫補助金	256,250千円
第2項 企業債	512,500千円
第3項 負担金	10,868千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,602,473千円
第1項 建設改良費	1,202,202千円
第2項 資産購入費	25,502千円
第3項 償還金	374,769千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和4年度 至 令和6年度	3,600,000 <sup>千円</sup>
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	自 令和4年度 至 令和5年度	600,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
鹿島臨海都市計画 下 水 道 事 業	512,500 <sup>千円</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40 年 以 内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 202,031千円 |
| (2) 交 際 費  | 30千円      |

# 令和3年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	129,475,000m <sup>3</sup>
(2) 1日平均処理水量	354,726m <sup>3</sup>
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	4,166,499千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,265,695千円
第1項 営業収益	9,046,184千円
第2項 営業外収益	8,150,583千円
第3項 特別利益	68,928千円
支 出	
第1款 事業費用	17,018,907千円
第1項 営業費用	16,500,566千円
第2項 営業外費用	462,154千円
第3項 特別損失	52,187千円
第4項 予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,185,983千円は、過年度分損益勘定留保資金1,393,315千円、当年度分損益勘定留保資金712,885千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額79,783千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,531,255千円
第1項 国庫補助金	2,373,879千円
第2項 企業債	1,349,200千円
第3項 負担金	807,801千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	295千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,717,238千円
第1項 建設改良費	4,166,499千円
第2項 資産購入費	16,840千円

第3項 償 還 金 2,397,888千円

第4項 基金積立金 136,011千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	令和4年度	400,000 <sup>千</sup>
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	自 令和4年度 至 令和5年度	539,118
那珂久慈流域下水道工事請負契約	令和4年度	562,960
霞ヶ浦水郷流域下水道工事請負契約	令和4年度	448,000
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	令和4年度	59,500
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	令和4年度	760,800
小貝川東部流域下水道工事請負契約	自 令和4年度 至 令和5年度	473,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,349,200 <sup>千</sup>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 530,828千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,691,032千円である。